

“ごみ”ニティ活動支援事業の概要について

1 事業の目的

ごみ置き場のステーション化の推進やごみステーションの適正な維持管理の促進、さらには、道路上のごみボックスの改善など、地域における家庭ごみの排出に関する課題等について、地域主体での取組を進め、その取組を通じて良好な衛生環境の確保、環境美化の推進等を図るとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的としています。

2 経緯

道路上のごみボックスについては、道路の管理上の観点から、これまで一律に占用許可を認めていませんでしたが、平成25年8月、国土交通省から「ごみボックスは道路法上の占用許可物件に該当し、占用許可の基準を満たせば占用が可能である。」との見解が示されました。

これを受けて、一定の要件を満たす場合は道路占用を認め、基準に適合しないものについては改善を図ることとしました。

さらに、この機会を捉え、市内のすべてのごみステーション等を対象として、戸別収集箇所のステーション化や、ごみステーションの適正な維持管理などについて、各地域における主体的な取組を促進することとし、その取組を支援するため、ごみステーションの管理用具の貸与及びごみボックス購入等に対する補助の制度創設等の支援策を講じることとしたものです。

3 事業の概要

(1) ごみステーション管理用具（防水シート、カラスよけネット、ごみ収集枠）の貸与やごみボックスの購入等に対する補助（補助限度額5万円）を行います。

ごみ収集枠の貸与を受けてから一定期間（5年以上）が経過し、老朽化したもので、自ら修理ができないなど一定の要件を満たすものについて、使用状況等を確認の上、適切に管理していたと認められる場合に限り、再生品との取替えを行います。

また、ごみボックスの購入等の補助を受けたものについては、一定期間（10年以上）が経過し、前述と同様の場合に限り、補修に係る経費を対象に補助を行います。

事業の実施期間は、令和11年度までの予定です。

(2) 道路上のごみボックスの改善については、町内会役員等が調整役となり、住民同士の話し合いを通じて、道路占用許可の基準に適合しないごみボックスの撤去や移設などを進めることとし、本市はその活動を支援します。

また、地域において、ごみの適正排出の指導等を行っている「地域環境指導員」の活

動を支援するため、活動マニュアル(「ごみ問題解決ハンドブック」)による研修会を開催します。

※ 地域環境指導員は、地域における美化活動及び減量・リサイクルの推進活動等を行う地域のボランティアで、広島市公衆衛生推進協議会の公衆衛生推進委員に本市が依頼します。

4 令和8年度事業費(1,621万3千円)

- (1) ごみステーションの管理用具の貸与(959万円)
- (2) ごみボックス購入等に対する補助(400万円)
- (3) ごみ収集枠の再生品との取替等(179万2千円)
- (4) 道路上のごみボックスの改善活動支援等(83万1千円)

5 その他

道路上のごみボックスの改善に当たっては、本市職員が事前にごみボックスの設置状況等の調査を行ったうえで、改善が必要な場合には、具体的な改善策を地域で話し合い、解決策が導かれるよう、道路交通局、各区役所と連携して丁寧に説明を行いながら進めます。

ごみステーションの管理用具の貸与及びごみボックス購入等の補助制度については、各環境事業所又は業務第一課において手引き等を配布しています。